

**令和 7 年度かごしま農山漁村発イノベーション推進事業
6 次産業化事業者等スキルアップ支援業務委託 仕様書**

1 委託業務の名称

令和 7 年度 6 次産業化事業者等スキルアップ支援業務委託

2 履行期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）

3 業務の目的

農山漁村のあらゆる地域資源を活用した取組を実施する 6 次産業化事業者，県産農林水産物を活用する食品加工事業者（以下「6 次産業化事業者等」という。）の経営改善や経営全体の付加価値向上の取組を支援するため，デジタル技術を活用したマーケティングや展示・商談会出展等に必要な知見を学べる人材育成研修会及び個別相談会を行うとともに，県内商談会や，県内外での販売機会の提供を通じて，商品の販路開拓やブラッシュアップ等を支援する。

また，農業者や食品加工事業者が交流できる産地交流会を行う。

4 成果目標

- ・ 研修会受講者数 ・・・ 20 人以上
- ・ 販路開拓支援による商談（マッチング）数 ・・・ 20 件以上
- ・ 産地交流会参加者数 ・・・ 食品加工事業者 5 社以上
農業者 30 人以上

5 業務委託の項目

- (1) 人材育成研修会の開催（研修会 3 回）※個別相談会を合わせて実施
- (2) 県内商談会の開催
- (3) 販売機会の提供（首都圏 1 回，県内 1 回以上）
- (4) 産地交流会の開催

6 業務内容

(1) 人材育成研修会の開催

経営感覚を持って地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による付加価値創出に取り組む人材を育成するため，デジタル技術を活用したマーケティングや展示・商談会出展等に必要な知見を学べる以下の内容の人材育成研修会を開催する。

① 内容

ア デジタル技術を活用したマーケティング，商品ブランディング，ビジネスプラン作成，販売・商談のテクニックやマナー，SNS を活用した PR 方法，ネット販売のやり方等について習得できる内容とすること。

また，個別相談会を合わせて実施すること。

- イ 1回の研修は3時間程度とし、講義の終了後に質疑応答の時間を確保すること。
- ウ アの研修内容にふさわしい講師を選定すること。
- エ 各研修の終了毎に、参加者に対し、研修の効果や理解度等についてのアンケート調査を行うこと。

② 開催時期・実施回数

令和7年7月～12月までに3回

(3回の研修会に合わせて、個別相談会を実施すること)

③ 参加者

各回20人程度(6次産業化事業者等)

④ 開催方法

講座については対面型とweb会議システム(zoom等)を用いたオンライン型の併用とすること。実務研修については、対面型を検討し、事前に県と協議した上で決定すること。

⑤ 開催場所

鹿児島県内

※ 県内各地からの参加に備え、交通機関、駐車スペース等参加者の利便性に配慮して会場を選定すること(場所は別途協議)。

(2) 県内商談会の開催

6次産業化事業者等の販路開拓や商品のブラッシュアップを目的とした、6次産業化事業者等とバイヤーがマッチングする以下の内容の県内商談会を開催する。

① 内容

ア 6次産業化事業者等とバイヤーがマッチングする県内商談会を開催すること。

イ 対面型の個別商談会を基本とし、必要によってオンラインも併用すること(離島からの参加者がいる場合など)。

〔 商談会への参加経験が少ない6次産業事業者等について、商談会当日並びに商談会前後のサポートを行うこと。 〕

ウ 商談会直後及び3か月後にマッチング状況に関する調査を行うこと。

② 開催時期

令和7年10月～11月頃(県と協議の上、決定すること)

③ バイヤーの招聘

ア 県内及び県外からバイヤーを10社程度招聘する。(県と協議の上、決定すること)

イ バイヤー10社のうち県外から5社程度招聘すること。

ウ バイヤー招聘に係る経費(旅費等)は委託費から支出すること。

④ 参加者

10社程度(6次産業化事業者等)

※原則、人材育成研修会に参加した事業者から選定すること。

⑤ 場所

鹿児島県内

※ 県内各地からの参加に備え、交通機関、駐車スペース等参加者の利便性に配慮して会場を選定すること(場所は別途協議)。

(3) 販売機会の提供

6次産業化事業者等の販路拡大を図ることを目的に、消費者の意見や反応を把握できる百貨店やショッピングセンター等において、以下の内容のイベント（試食販売やマルシェ等）を開催する。

① 内容

- ア 首都圏（オンライン販売も可）及び鹿児島県内でそれぞれ1回以上開催すること。
- イ 実施する店舗等は、客数規模、客層等を十分に検討し選定すること。
- ウ 販売を通じて得た消費者の意見や反応については、結果を集計・分析し、参加者に共有すること。

② 開催時期

令和7年8月～令和8年1月まで（県と協議の上、決定すること）

③ 参加者

10社程度（6次産業化事業者等）

※原則、人材育成研修会に参加した事業者から選定すること。

(4) 産地交流会の開催

県産農産物の魅力を伝え、加工・業務用原材料の販路開拓につなげるため、農業者と食品加工事業者の交流の機会を提供し、新たなビジネス展開を目指すことを目的とした以下の内容の産地交流会を開催する。

① 内容

- ア 交流会は、県内の産地もしくは食品加工工場等の視察研修を含め、参加者間の交流が図られるような工夫（名刺交換会や展示等）をすること。
- イ 交流会終了後、参加者に対し、満足度・マッチング状況等についてアンケート調査を行うこと。

② 開催時期

令和7年8月～12月のうち1回

③ 場所

大隅地域

※ 県内各地からの参加に備え、交通機関、駐車スペース等参加者の利便性に配慮して会場を選定すること（場所は別途協議）。

④ 参加者

30名程度（鹿児島県内の農業者、食品加工事業者）

(5) その他

- ① 招聘するバイヤーや講師に係る経費（謝金、旅費）、会場、産地交流会に係るバス借上料など「5 業務委託の項目(1)～(4)」の業務に係る一切の費用の支払いを行うこと。

② その他

本業務の目的を達成するために必要となる付帯業務

7 委託経費に係る留意事項

(1) 対象経費

本委託事業のうち人材育成研修会の実施に伴う経費については、全額、国の交付金を活用して実施する事業であることから、農山漁村振興交付金（地域資源活価値創出対策）実施要領に基づき、支出経費の対象は以下のとおりとなるので留意すること。

【人材育成研修会の支出対象経費】

管理運営費（人件費、旅費、研修生募集案内印刷費等）、開講実施費（会場費（会場借料、会場等備品、会場整理賃金）、講師謝金、講師旅費、テキスト作成費（原稿料、資料印刷費）、実習に係る損害保険料、通信費、消耗品等

※ 人材育成研修会に係る経費は1, 452千円以上とし、人材育成研修会以外の経費については、4, 048千円を超えないものとする。

(2) 人件費

人件費は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（令和2年4月23日付け2予第206号大臣官房参事官通知）に基づき、算定されたものであること（別紙参照）。

8 委託業務に係る提出書類

本業務の実施状況を明らかにするため、以下のとおり書類を県に提出すること。

- (1) 上記の取組成果をまとめた実績報告書及び本事業に使用した資料等
- (2) 業務の実施状況が確認できる証拠書類

ア 業務日誌（本業務の実施するために必要な賃金を支払う場合のみ）

イ 経費に係る帳簿・領収書等

※人材育成研修会に係る経費は、領収書の写しを提出すること。

9 その他

- (1) 本件に関し、疑義が生じた場合及び仕様書に記載のない事項については、県と協議すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、鹿児島県と十分に連携を取り、協議、調整の上、進めること。